

仕事と生活の調和・女性活躍推進会議しが設置要綱

1 趣旨

仕事と生活の調和の実現に向けて、平成19年12月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。

また、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、平成28年4月1日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が完全施行された。

滋賀県において、事業者、労働者、NPO、行政など関係者が一体となって仕事と生活の調和の推進や女性活躍の推進に取り組むための体制を整え、関係者相互の合意形成を図るとともに、着実な実践につなげるため、「仕事と生活の調和・女性活躍推進会議しが」（以下、「推進会議」という。）を、滋賀県および滋賀労働局が共同で設置する。

2 組織

推進会議は、別表に掲げる団体等で構成する。

推進会議には幹事を置き、幹事は学識経験者および構成団体の実務担当者をもって充てる。幹事による会議の座長は、学識経験者の中から選出する。

3 所掌事項

「仕事と生活の調和の実現に向けた共同アピール」（平成20年11月21日）、「女性活躍推進法の施行」をふまえ、推進会議は次の事項を所掌する。

- (1) 仕事と生活の調和・女性活躍の推進に関する啓発・情報発信による県民意識の醸成
- (2) 仕事と生活の調和・女性活躍の推進に関する実践や課題解決に向けた情報交換
- (3) 仕事と生活の調和・女性活躍の推進に関する取組の広報・後援等の協力
- (4) その他、仕事と生活の調和・女性活躍の推進に必要な事項に関すること

4 事務局

本会議の庶務は、滋賀労働局雇用環境・均等室および滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課が共同で処理する。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、この会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は平成20年 6月13日から施行する。

(附 則)

この要綱は平成24年 2月 6日から施行する。

(附 則)

この要綱は平成25年 4月 1日から施行する。

(附 則)

この要綱は平成27年 4月 1日から施行する。

(附 則)

この要綱は平成28年 4月 1日から施行する。

(附 則)

この要綱は平成28年11月15日から施行する。

別 表

分 野	団体名
学識経験者	2名
経済・労働分野	滋賀県商工会議所連合会
	滋賀県商工会連合会
	滋賀県中小企業団体中央会
	滋賀経済同友会
	(一社)滋賀経済産業協会
	(公社)びわこビジターズビューロー
	日本労働組合総連合会滋賀県連合会
	滋賀県社会保険労務士会
地 域	滋賀子育てネットワーク
	(株)創
	特定非営利活動法人 しみんふくし滋賀
	生活協同組合コープしが
行 政	滋賀労働局
	滋賀県
	滋賀県市長会
	滋賀県町村会